

KADOTA-Office.com 2008.06

URL: <http://www.kadota-office.com/>  
mail: [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)  
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



今月の花： 牡丹  
花言葉： 富貴

photo by Akiko.K

現在開会中の通常国会に提出されている、使用者に影響を与えると思われる労働関係の改正法案についてご紹介します。  
なお、通常国会の会期は6月15日です。

◆中小企業にも障害者雇用納付金を義務化

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律案が提出されています。

主な内容は、現在は障害者の雇用者数が法定雇用率（1.8%）に満たない従業員「301人以上」企業に課されている納付金の支払義務を、順次「201人以上」、「101人以上」の企業へも拡大するという内容です。また、障害者雇用義務の対象となる労働者に、週の労働時間が20時間以上30時間未満の「短時間労働者」も追加されることとされています。

\*この法案が可決されれば、2009年4月1日の施行予定です。ただし、納付金支払義務が課される企業の拡大については、「201人以上」へは2010年7月、「101人以上」へは2015年7月とされています。

◆「行動計画」提出義務付け企業を拡大へ

「ワークライフバランス」の実現に向けて、次世代育成支援対策推進法（次世代法）の改正案も今国会に提出されています。

従業員の子育てを支援する「仕事と育児の両立支援に関する行動計画」（一般事業主行動計画）の策定・届出を義務付ける対象企業を、現行の従業員「301人以上」の企業から「101人以上」の企業に拡大するのが主な内容です。この改正により、約4万2,000社が新たに策定・届出義務を負うことになると推計されています。また、「行動計画」の公表・従業員への周知も義務付けられるようになります（策定・届出義務のある事業主のみ）。

\*この改正法案自体の施行予定日は2009年4月1日となっていますが、「行動計画」の策定・届出義務付け企業の拡大は、2011年4月1日の予定です。

◆労働基準法の改正案

月の時間外労働が一定の時間を超えた場合に、高い割増賃金率を適用することなどを内容とする労働基準法の一部改正案も国会で審議中です。主な内容は以下の通りです。

- ・月の時間外労働時間が45時間を超え80時間までの場合の割増賃金率については、2割5分以上の率で労使協定で定める率とする（努力義務）。
- ・月の時間外労働時間が80時間を超えた場合の割増賃金については、5割増とする。

\*昨年の国会で継続審議となりましたが、その後も審議が続いています。

門田より

マスコミで連日報道されているのは年金特別便や後期高齢者医療制度等の話題ばかりですが、このほかに上記のように具体的に金銭面、管理面に直結している法律の改正案が提出されています。ねじれ国会ではありますが、どのように審議されるのか、しっかりと経過を見守りましょう。なお、法案成立時には、皆様にもさらに具体的にお知らせしてまいります。

今月の花だより

～今年、表紙写真を飾っている staff Akikoが写真のポイント・写真に込めた思いなどを届けます。～

今月は我が家の庭に咲く牡丹の写真をお届けします。この牡丹、苗は30年前に福島県の祖父の家から貰ってきました。一晩中降り続いた雨に耐えて咲き続ける様子を子供の頃に見た強い優しい明治男の祖父の面影が浮かびシャッターを押ししました。少し開花時期とずれてしまいましたがご容赦くださいませ。

(Akiko K.)

編集後記:

物騒な事件が続きます。毎日のように辛く悲しい報道に触れ、言葉もありません。命は大切なもの…守られるもの、愛されるもの…のはずなのに。“命”とは、令と口を組み合わせた文字で、「令」は深い儀礼用の帽子をかぶり、ひざまずいて神の言葉を受け入れる人の形、「口」は神への祈りの言葉をいれる器の形を現わしています。神に祝詞を唱えて祈り、お告げとして与えられるものを「命」というのだそうです。命を「生命」の意味に用いるのは、人のいのちは天から与えられたもの、神の仰せと考えられたからなのだからか。命あることの意味や尊さを、今ここで確認したい、そんなふうに思います。

人材難と言われる昨今、高校生などの年少者や未成年者のアルバイト等は、貴重な労働力となっています。しかし、社会的経験の浅い年少者や未成年者の雇用はトラブルにつながりやすい危険性もあります。夏休みを前に採用の際や労働に関する注意点をまとめました。

◆親の許可は必要？

未成年者の雇用についてはまず、労働基準法第58条第1項の「**親権者又は後見人は、未成年者に代って労働契約を締結してはならない**」といった部分が思い浮かびます。また、賃金についても、未成年者であっても独立して受け取ることができます。そう考えると、特に親権者の承認が必要とは考えにくいものです。

しかし、労働基準法第58条第2項では、「**親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向けてこれを解除することができる**」とあります。また、民法第5条第1項では「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない」とあり、そして第2項では「前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる」とあります。つまり、親権者（法定代理人）の同意がない労働契約は、親権者によって取り消す（結果として、突然アルバイトを辞めてしまい会社に迷惑がかかる）ことがあり得るのです。

◆重量物の制限

年少者（18歳未満）の場合、男女および業務の性質（継続作業・断続作業等）により、重量物の取扱い制限があります。

満16歳以上	断続作業	男：30キロまで	女：25キロまで
満18歳未満	継続作業	男：20キロまで	女：15キロまで

◆年齢を証明する書面、身元保証人

年齢を証明する書面（住民票記載事項証明書など）を、事業場に備え付ける必要があります。また、万一の際のトラブル防止に備え、身元保証人をつけることも大切です。併せて身元保証人の連絡先も把握しておき、万一の際に連絡できる体制を作っておいた方がよいでしょう。

◆その他

- ・年少者はほとんどの変形労働時間制（例外あり）や深夜業務等禁止
- ・飲酒や喫煙をしないこと、させないこと

上記詳細、そのほかのご質問はどうぞお問い合わせください。

Topics～日々流れる情報をスポットでお知らせ！

【労働・雇用】

- ジョブ・カードの対象を高齢者・非正社員にも拡大へ（6/6）
- 生鮮コンビニ「SHOP99」が店長に残業代支給へ（6/4）
- 完全失業率が7カ月ぶりに4%台に悪化（5/30）
- 精神疾患による労災認定・過労自殺がともに過去最悪（5/24）
- 財務省が雇用保険の国庫負担廃止を検討（5/10）
- 短時間勤務・残業免除を義務化 育児・介護休業法改正へ（5/19）
- 高スキルの「年長フリーター」の就職を支援 ハローワーク（5/17）

【年金】

- 熟年離婚が増加 年金分割制度の影響か（6/6）
- 後期高齢者医療保険料 子が肩代わりも（6/2）
- 社会保障・住基カードの統合を検討 厚労・総務両省（5/31）
- 年金「税方式」にすると消費税9.5～18% 政府試算（5/20）
- 後期高齢者医療で低所得者の保険料減免案 厚労省（5/15）

Kadota office.com 2008.06

#発行:2008年6月12日 #編集・構成:Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS:〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : http://www.kadota-office.com/

mail : info@kadota-office.com

修日記 : http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/

陽子日記: http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/